

自主防災組織結成届

平成 年 月 日

徳島市長 殿

組 織 名 町内会自主防災会
代表者住所 徳島市
氏 名 印

次のとおり自主防災組織を結成しましたのでお届けします。

1 組 織 名 町内会自主防災会

2 結成年月日 平成 年 月 日

3 加入世帯 世帯

4 加入区域 区域

5 添付書類

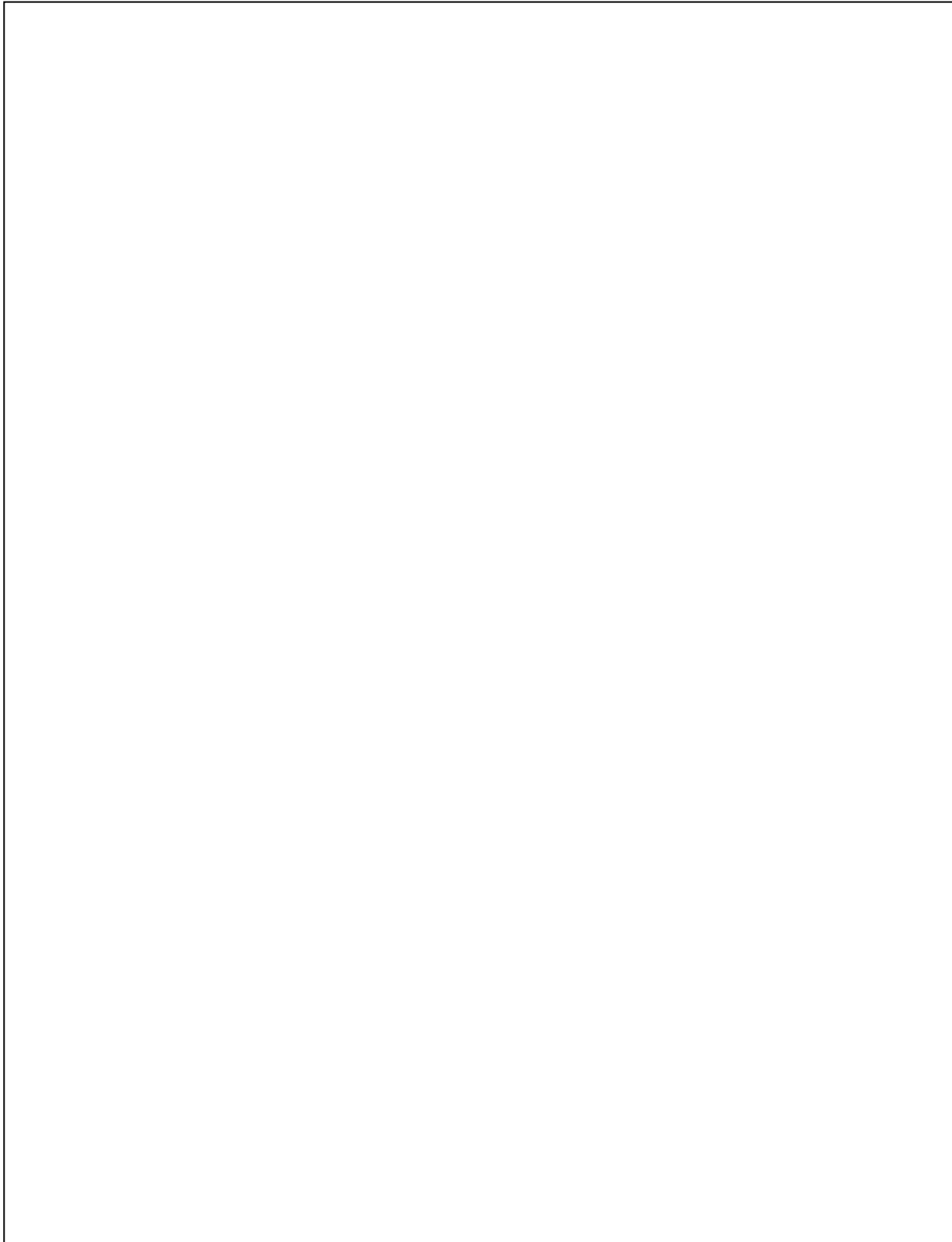
- (1) 加入区域の平面図
- (2) 組織規約の写し
- (3) 役員名簿

加入世帯の平面図

作成日 平成 年 月 日

加入世帯地区名

自主防災会地区



自主防災会規約

(名称)

第1条 この会は、_____自主防災会(以下「本会」という。)と称する。

(事務所の所在地)

第2条 本会の事務所は、_____に置く。

(目的)

第3条 本会は、住民の隣保共同の精神に基づく自主的な防災活動を行うことにより、地震、火災、風水害(以下「地震等」という。)による被害の防止及び軽減を図ることを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成させるため、次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等の発生時における情報の収集伝達、初期消火、救出救護、避難誘導等応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災資機材等の備蓄に関すること。
- (6) その他本会の目的を達成するために必要な事項。

(会員)

第5条 本会は、_____にある世帯をもって構成する。

(役員)

第6条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 _____名
- (2) 副会長 _____名
- (3) 会 計 _____名
- (4) 監査役 _____名
- (5) 班 長 _____名

2 役員は、本会の構成する町内会等の代表者の総意に基づき選出する。

3 役員の任期は、1年とする。ただし、再任することができる。

(役員の仕事)

第7条 会長は、本会を代表し、会務を総括し、地震等の発生における応急活動の指揮を行う。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故のあるときはその職務を行う。

3 会計は、会の会計を掌る。

4 監査役は、会の会計を監査する。

5 班長は、班内に連絡事項の周知を行い、地震等の発生時には班内世帯の状況等を把握する。

(会議)

第8条 本会に総会及び役員会を置く。

(総会)

第 9 条 総会は、全会員をもって構成する。

2 総会は、毎年 1 回開催する。ただし、特に必要がある場合は臨時に開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会は、次の事項を審議する。

- (1) 規約の改正に関すること。
- (2) 防災計画の作成及び改正に関すること。
- (3) 事業計画に関すること。
- (4) 予算及び決算に関すること。
- (5) その他、総会が特に必要と認めたこと。

5 総会は、その付議事項の一部を役員会に委任することができる。

(役員会)

第 10 条 役員会は、会長、副会長、会計、監査役及び班長によって構成する。

2 役員会は、次の事項を審議し、実施する。

- (1) 総会に提出すべきこと。
- (2) 総会により委任されたこと。
- (3) その他役員会が特に必要と認めたこと。

(防災計画)

第 11 条 本会は、地震等による被害の防止及び軽減を図るため、防災計画を作成する。

2 防災計画は、次の事項について定める。

- (1) 地震等の発生時における防災組織の編成及び任務分担に関すること。
- (2) 防災知識の普及に関すること。
- (3) 防災訓練の実施に関すること。
- (4) 地震等の発生時における情報の収集伝達、出火防止、初期消火、救出救護及び避難誘導に関すること。
- (5) その他必要な事項

(会費)

第 12 条 本会の会費は、総会の議決を経て別に定める。

(経費)

第 13 条 本会の運営に関する経費は、町内会費その他の収入をもってこれにあてる。

(会計年度)

第 14 条 会計年度は、毎年 月 日に始まり、年 月 日に終わる。

(会計監査)

第 15 条 会計監査は、毎年 1 回監査役が行う。ただし、必要がある場合は、臨時にこれを行うことができる。

2 監査役は、会計監査の結果を総会に報告しなければならない。

付 則

この規約は、平成 年 月 日から施行する。

自主防災会役員名簿

役職等	氏名	住所	連絡先 (電話番号/メールアドレス)
会長			
副会長			
会計			
監査役			
班長			
班長			
班長			
班長			
班長			